

魚津市告示第43号

道路交通振動の限度に係る区域及び時間の設定について

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1及び備考2の規定に基づき、道路交通振動の限度に係る区域及び時間を次のとおり定める。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

道路交通振動の限度に係る区域及び時間

1 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。)別表第2備考1の規定に基づく道路交通振動の限度に係る区域は、次のとおりとする。

(1) 第1種区域 指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準(平成24年魚津市告示第 号)第2項第1号に規定する第1種区域

(2) 第2種区域 指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準第2項第2号及び第3号に規定する第2種区域(1)及び第2種区域(2)

2 規則別表第2備考2の規定に基づく道路交通振動の限度にかかる時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 昼間 午前8時から午後7時まで

(2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準附則第2項の規定により適用された地域について適用する。